

大学英語教育学会会則

(名称)

第1条 本会は「大学英語教育学会(The Japan Association of College English Teachers 略称 JACET)」と称する。

(目的)

第2条 本会は英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究を行い、大学における英語教育の改善と進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国大会及び支部大会、セミナー、講演会、研究会等の開催
- (2) 「紀要」「JACET 通信」等の出版物の発行
- (3) 大学英語教育及び関連分野の理論及びその実践に関する研究・調査
- (4) 大学英語教育の実践活動に対する協力、援助
- (5) 内外の研究者・学術団体との交流
- (6) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は一般会員、団体会員、賛助会員、及び名誉会員よりなる

- (1) 一般会員は本会の趣旨に賛同する大学英語教員及びその他の個人とする。
なお、一般会員の中には、学生会員、維持会員、及び終身維持会員が含まれる。
- (2) 団体会員は本会の趣旨に賛同する大学、研究所、図書館、その他の研究・教育団体とする。
- (3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同する企業等とする。
- (4) 名誉会員は本会の活動に特別に寄与した者とする。

(会費)

第5条 本会の会員は所定の会費を納める者とする。会費については別にこれを定める。

(組織)

第6条 本会に本部と支部を置く。

- (1) 本部は会長、副会長、理事、及び運営委員で構成し、本会全体にかかわる事業を遂行するための機関とする。
- (2) 支部の組織については別にこれを定める。

(役員の任期と定年)

第7条 本会に次の役員を置く。任期は以下のように定める。

- | | | |
|----------------------|-------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 | 1期2年で3期まで |
| (2) 副会長 | 2名 | 1期2年で3期まで |
| (3) 支部長 | 各支部1名 | 1期2年で3期まで |
| (4) 理事 | 若干名 | 1期2年で3期まで |
| (5) 評議員 | 若干名 | 1期2年で3期まで |
| (6) 代表幹事 | 1名 | 1期2年で2期まで |
| (7) 副代表幹事 | 2名 | 1期2年で2期まで |
| (8) 本部幹事 | 若干名 | 1期2年で2期まで |
| (9) 支部幹事 | 若干名 | 1期2年で2期まで |
| (10) 運営委員 | 若干名 | 1期2年で重任を妨げない |
| (11) 研究企画委員 | 若干名 | 1期2年で重任を妨げない |
| (12) その他理事会が必要と認めたもの | 若干名 | |

2. 役員の任期は、当該年度の4月1日から起算する。

3. 役員は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4. 役員は定年を70歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。ただし、研究企画委員には定年を設けない。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総轄する。また、理事会を構成する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要ある時は会長の仕事を代行する。また、理事会を構成する。
- (3) 支部長は支部を代表して、支部の会務を総轄する。また、理事会を構成する。
- (4) 理事は理事会を構成し、会長・副会長を助け、本会の事業遂行に関する事項を審議、決定し、執行する。
- (5) 評議員は評議員会を構成し、理事の諮問に応じ、また本会の組織、会計、活動方針などに関して提案された事項を審議する。
- (6) 代表幹事は本部の事務を総轄する。
- (7) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要ある時は代表幹事の仕事を代行する。
- (8) 本部幹事・支部幹事は本部または支部の研究企画を進め、事務を処理する。支部幹事は本部との連絡も担当する。
- (9) 運営委員は各運営委員会を構成し、理事会の承認を得て、本会の事業の企画、実施に当たる。
- (10) 研究企画委員は研究企画委員会を構成し、各支部の事業の企画、実施に当たる。

(役員を選出)

第9条 本会の役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長は理事会が候補者を複数推薦し、一般会員の投票により選出する。
- (2) 副会長は会長が委嘱する。
- (3) 支部長は支部において選出し、会長が委嘱する。
- (4) 理事は各支部の推薦する若干名、及び会長の推薦する若干名とし、理事会及び評議員会において審議し、総会の承認を得る。
- (5) 評議員は支部より推薦された者について理事会、及び評議員会において審議し、総会の承認を得る。
- (6) 代表幹事及び副代表幹事は、運営委員の中より会長が委嘱する。
- (7) 本部幹事は運営委員会の委員長をあて、会長が委嘱する。
- (8) 支部幹事は支部より推薦され、会長が委嘱する。
- (9) 運営委員は各支部より推薦され、会長が委嘱する。
- (10) 研究企画委員は各支部より推薦され、会長が委嘱する。

(監事)

第10条 本会に若干名の監事を置く。

- (1) 監事の任期は1期2年の2期まで、定年を70歳とする。
- (2) 監事は評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 監事は本会の会計の監査に当たり、その結果を理事会、評議員会及び総会に報告する。

(名誉会長、特別顧問、顧問)

第11条 本会には名誉会長、特別顧問、及び顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長は会長から要請があるとき、直接会長に意見を述べることができる。
- (2) 特別顧問は理事会から要請があるとき、顧問会議を招集し、その意見をとりまとめ、理事会に答申することができる。特別顧問は1名とする。
- (3) 顧問は顧問会議を構成し、本学会の活動、運営について意見を述べるすることができる。

2. 名誉会長、特別顧問、顧問は理事会において選出される。

(会議の開催)

第12条 本会は次の各号の会議を開催する。

- (1) 総会は毎年全国大会開催時に開く。また、必要に応じて、随時開くことができる。
- (2) 理事会は会長の召集により、春季及び全国大会開催時に定例の会議を開く。また、必要に応じて、随時開くことができる。

(3) 評議員会は原則として年1回、全国大会開催時に開く。また、必要に応じて、随時開くことができる。

(4) 支部総会は毎年1回開く。また、必要に応じて、随時開くことができる。

(会議の議決)

第13条 本会の諸会議における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(研究会の設置)

第14条 本会に理事会の承認を得て、各種の「研究会」を設置することができる。

2. 研究会の運営については別に定める。

(会計)

第15条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

3. 本会の決算及び予算案は、理事会がこれを作成し、評議員会の審議を経て総会の承認を得る。

4. 決算は監事がこれを監査する。

(本部事務所)

第16条 本会は本部事務所を東京都新宿区横寺町55に置く。

(会則の改正)

第17条 この会則の改正は理事会によって提案され、評議員会及び総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(付則)

1. この会則は1990年9月6日より施行する。

2. その他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

改正

1994年9月9日一部改正

1997年9月7日一部改正

2001年9月14日一部改正

2002年9月7日一部改正

2004年12月28日一部改正

2005年9月8日一部改正

2006年9月8日一部改正